



平成23年11月25日
内閣府（防災担当）

中央防災会議「防災対策推進検討会議」（第1回） 議事要旨について

1. 専門調査会の概要

日時：平成23年10月28日（金）17：30～18：45

場所：官邸4階大会議室

出席者：＜中央防災会議会長＞野田内閣総理大臣

＜閣僚委員＞藤村内閣官房長官（座長）、平野防災担当大臣、川端総務大臣、小宮山厚生労働大臣、前田国土交通大臣、一川防衛大臣、山岡国家公安委員会委員長

＜学識経験者委員＞阿部、泉田、河田、清原、志方、田中、田村、林、原中、平野、増田、宗片各委員

＜その他＞長浜内閣官房副長官、竹歳内閣官房副長官、郡内閣府大臣政務官、伊藤内閣危機管理監 他

2. 議事要旨

（1）内閣総理大臣挨拶

今までの想定を大きく上回る規模の災害についても防災対策の充実を図ることが喫緊の課題であり、国民の生命、財産を守ることは政府の根幹的な責務であることから、本検討会議において、災害法制のあり方や今後の大規模災害への対応のあり方について闊達な議論をお願いしたい。

（2）座長挨拶（内閣官房長官）

専門調査会のメンバーに閣僚が加わるのは初めてであり、本検討会議や中央防災会議を中心に、政府を挙げて省庁横断的に防災対策の充実・強化を図りたい。また、本検討会議において、来年春頃に中間報告、来年夏頃に最終報告をまとめたい。

（3）自由討議等

委員からの主な意見等は次のとおり。

○地震・津波対策に関する専門調査会報告において、これまで起きたことのないことがこれからも起きないという考えが間違っていたと大きく反省し、科学的な根拠がある限り

最大クラスの地震及び津波を想定することとした。最大クラスの想定は、どこを上限とするのが難しく、大変な作業である。

- 災害の想定が大きすぎて「防災対策がとれない」と言うことをためらってはいけない。
- アメリカでは広域避難ができるような体制が組み立てられており、自治体の立場ではうらやましいと感じた。広域で災害対応を行う際、そのような国家機能を持たないものかと考えている。
- 災害復興の際に予算面でかなり制約がある。
- これまで我が国で起こった災害に対し、専門調査会等の活動が活発に行われている。また大型研究プロジェクトが立ち上がっており、喫緊の課題である東海・東南海・南海地震等についても、それなりに研究レベルの取り組みは行われている。
- 災害の理屈はわかってきているので、政府・自治体の中で実行力のある対策を継続的に立てていくことが大切な課題なのではないか。
- 災害への備えとしてあらかじめ復興の基本的な枠組みを復興基本法として制度化しておく必要性を痛感している。
- 変わっていく復興局面に柔軟かつ迅速に対応できる復興基金を県ごとに早期に立ち上げることで、被災者の「今」を支援するソフト施策のメニューを準備しておくことが必要。
- 自治体間の長期的・継続的な支援の仕組みが必要。また、各領域の専門家と行政職員と一緒に現地を回って課題の把握、即時対応、提言等を行うなどの仕組みが必要。
- ボランティアの多様性が活かされるような仕組みが大切。
- 避難所、仮設住宅等に女性リーダーを置くこと、防災会議や復興会議等に生活者である女性が参画することによって、子供、高齢者、障害者等への生活レベルの具体的な配慮につながる。
- 災害救助法は、広域大規模災害については救助費用の全額国負担と、支援した都道府県が国に直接求償できるようにすることが必要。また、災害救助法の現物支給の原則が被災自治体の大きな負担となっている。半壊世帯を被災者生活再建支援法の支援対象とすることも検討課題。
- 災害弔慰金法は、災害援護資金貸付金の未返済分を被災県がかぶらなければならないことは問題。災害障害見舞金の支給対象の拡大も必要。
- 自衛隊は、10万人全員が人命救助の可能性が高い発災後72時間以内に出動できるわけではない。部隊の充足率を高く維持する等、出動態勢について整備する必要がある。
- 災害対応について、退職自衛官が自治体に採用されているケースもあるが、自治体へのアドバイスの態勢が十分ではない。災害対策で正面に立つ自治体の首長が必ずしも危機管理の専門家ではないため、首長の訓練が必要。
- 東日本大震災で自衛隊の基地も相当な被害を受けたが、予備電源の準備を含め、自衛隊の基地そのものが災害に非常に弱い。また、災害訓練の実戦化が問題。
- 本来任務だけでなく災害派遣に関する日米の協力体制を整えることが必要。
- 自衛隊の対放射線防護能力は、自らの部隊に対しての防護の能力しか保有しておらず、住民の除染等では能力が落ちるので、補強する必要あり。
- 復興の中で産業政策や社会福祉といった日常の制度にどのようにソフトランディングさせていくのかは、おそらく来年夏まででは終わりきらない課題と思われる。
- これまで受け入れ訓練等はあまりやってきていなかった。その最大の理由は、今まで市

町村ごとに訓練を行ってきたため。

- 日本の災害関係法制は特別立法を恒久法にする方向で推移してきたが、一方で、恒久法にすると柔軟性に欠けてしまうため、このトレードオフについて考えていきたい。
- 災害の分類は、規模と種別がキーワードになると考える。災害規模によっては、市町村主義又は要請主義を見直す必要が出てくるのではないか。災害種別については、災害ごとに色々ある制度を見直す必要がある。
- ソフト対策・ハード対策を両輪で進めるにあたり、ハード整備は想定に基づき客観指標のある中で対策がとられていると思うが、ソフト対策については客観的指標があいまい。よって、自助・共助・公助について活動目標を設定して役割分担をすること、その上で活動を支える体制をきちんと決めることが必要。
- 津波後の孤立の問題を防ぐためには、①生存者の避難場所の特定が必要。東日本大震災ではマスコミ情報等を積極的に取得したことで成果が上がった。②生存のための物資の配送が大変だったという課題を踏まえ、効率的な物資輸送を可能にするための仕組みづくりが必要。③命を長らえるための方策として、医療・保健・福祉の体制強化が必要。保健・福祉については県等に拠点が設けられていない課題を解決すれば、専門職能団体の活用が可能になっていくのではないか。
- 首都直下地震で都会型の孤立が発生するかもしれないし、南海・東南海地震においても孤立の問題は重要になると考えている。
- レジリエンスという言葉が大事だと思っている。日本語にすれば、災害に負けないような社会。予防力は大変重要だが、大規模災害のように予防力を超える力に見舞われることもあり、そこからどう立ち直るかを科学的、組織的に考えていくべき。
- 日頃の防災についての実力を防災リテラシーと呼んでいる。防災について、身を守り、社会を立て直し、継続させる力を自ら蓄え、高めていけるような仕組みを作ったらどうか。
- アメリカでは科学的なシナリオを基にして、950万人を動員する訓練を行っている。日本でも科学的な根拠に基づく災害シナリオの下、1,000万人台の訓練を行い、どのようふるまえばいいかを一人一人が考えられる形になればと思っている。
- 県・医師会で災害訓練を毎年やっており、連絡網はしっかりしていたが、津波で被害を受けたところは連絡網が途絶え、郡・市の医師会から県の医師会に連絡が入ってこなかった。
- 被災地で医薬品がないということで医師会が医薬品を集めて被災地に送ろうとしたが、送る手段がなかったので、米軍に頼んで立川から送った。被災地で医薬品を運ぶ際には、ガソリン不足の問題が発生した。
- 海岸にたくさんの御遺体が打ち上げられ、検案する医者を送ってほしいという現場の声を踏まえ、警察医会にも協力を求め、全国の医者に現場に行ってもらった。
- 被災後3週間目に被災地に入ったが、避難所に行くと、洗濯も入浴もできない状態であった。また、食事は乾パン等だけで、生鮮食料、ビタミン、タンパク質等が全く不足していた。
- 御遺体が打ち寄せられた海岸には、医師会と歯科医師会と自衛隊の方々がいたが、官僚はいなかった。
- 災害にまつわる物語等の中で津波を扱ったものには、津波と聞いたら即座に高いところ

に逃げる、といった不変の教訓が描かれている。

- 災害にまつわる物語等は色々あるが、災害の記憶を風化させず、教訓を未来に生かしたいという願いを込めて先人が訴えるように語ってきたのだと思う。
- 情報を集め、情報を正しく扱い、整理し、わかりやすく伝えることにより、一般の住民の方々への啓蒙になるので、住民サイドでの仕組みづくりができたらと思う。
- 行政サイドでは、東日本大震災で、地域間で災害協定などを結ぶことによって早い対応ができた地域があった。今後、地域同士が協力し合える仕組みを推し進めることが必要。
- 例えば薬の緊急的な輸送の際に薬事法等の制限の問題があった。
- 過去の災害等から色々な経験・知見が蓄積されている組織と、法律の権限・責任が所在する組織とが食い違っている。この観点で見直しをした方がいいのではないか。
- がれきや陸に上がったヘドロの処理は、建設廃材や下水汚泥の処理と類似性があるので、そういった知見を持っている組織に処理させた方がうまく動くと思う。
- 地方自治法上は、町長が死亡した場合には代理がいるが、選挙で選ばれた人でないため強い意思決定ができず復興が遅れている事例が指摘されている。選挙で選ばれた議会の議長が町長を代理する制度を設けるなど、非常時モードを持つ大胆な制度も考えたかどうか。
- 現在の法制度は、応援派遣した市町村がその人件費等を被災地の市町村に請求し、被災地の市町村から国に請求するという流れだが、応援派遣した市町村から直接国へ請求するルートを開く必要がある。
- 市町村の後方支援拠点を制度として位置付けた方がいいのではないか。また、市町村に対する応援派遣は県からより他の市町村から行く方がよい。
- 東日本大震災前に、仙台市内で災害時における女性のニーズ調査を行ったところ、多様な暮らし方に応じて災害時に抱える不安や心配が様々だった。調査結果を踏まえ提言をまとめ、自治体等に対し災害に女性の視点が必要と伝える活動を続けてきた。
- 東日本大震災が発生し、調査結果が現実のものとなった。被災者の生活は大変厳しく、住まい、就労、健康等の問題が深刻さを増している。
- 障害のある方、お年寄り、子供たちの身近にいる存在の多くが女性たちである。その女性が意思決定の場に参画し、女性の声が届く仕組みをつくることが重要。
- 仙台市の復興計画の中間案がまとめられたが、キーワードは市民力。地域防災力を高めていくために市民の力を育てることも行政の責任ではないか。
- 総務省では、①自治体、地域の防災力の充実・強化の支援、②大災害時における国・都道府県・市町村の役割分担のあり方、③今よりもワンランク上の消防・防災インフラの強化、④大災害時における通信確保のあり方、の大きく4つの観点で取り組みを行っており、これらについて議論していただきたい。
- 国土交通省は、東日本大震災後に「くしの歯」作戦で道路関係の輸送路を確保し、これが基本的なルートとなって、救援・救出、復旧活動が軌道に乗ったと考えている。
- 今臨時国会に提出している「津波防災地域づくりに関する法律案」は、社会資本整備審議会で導き出された、災害に上限なし、人命第一という方向を踏まえ、ハード・ソフト施策を組み合わせ、津波防災地域づくりを総合的に推進するという法律案である。
- 警察庁では、庁内にワーキンググループをつくり、東日本大震災の対応について検証している。教訓を踏まえ、災害活動の全般的な見直しをしている。検証結果を都道府県警

察が反映できるように検討を進めている。

- 応急仮設住宅は厚生労働省の所管であるが、応急仮設住宅の周辺のインフラは国土交通省の所管である。本検討会議は省庁横断的に取り組むものであるが、政府全体で役割分担をきちんとしておかないといけない。
- 自衛隊は、東日本大震災の経験を生かし、新たな災害を想定しながら、しっかり訓練して、いかなる現場でも期待に応えられるような活動ができるようにしたい。
- 東日本大震災のように行政機能が低下した場合でも、しっかりとした活動ができるように連携プレーを確保したい。
- 原子力事故、津波、地震等の各事象は複合で発生するため、法制度を縦割りから見直し、災害時に一括で対応できるような緊急時法制が必要ではないか。
- 被災者は将来の不安が募って先が見えないところがあり、精神的なケアをいかに行うかが大きな問題。どうすれば被災者の心が明るくなるかを考えなければいけない時期。
- 新潟地震で液状化が問題になってから 40 年超が経過しているが、科学的な知見が行政上の対策になるのが余りに遅いのではないか。
- 東京には外国人が多いが、情報開示が外国人にはわかりにくい。もう少しわかりやすい言葉で情報開示すべき。

<本件問い合わせ先>

内閣府防災対策推進検討室	次長（参事官）	丸谷 浩明
	企画官	志田 文毅
	参事官補佐	上野 真一

TEL : 03-3502-6987（直通） FAX : 03-3502-6034